

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会	委員会	本会議	備考
1	北方領土問題の解決促進に関する決議案	守任有信君 外八名	元、四二			可元、 四二 決	
2	国際開発協力に関する決議案	加藤武徳君 外九名	六三			可 六三 決	

北方領土問題の解決促進に関する決議

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の島々が、戦後四十年余、日ソ共同宣言による国交回復から数えて三十年余を経た今日もなお返還されず、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

昨年十二月の日ソ外相間定期協議等及び一般の平和条約作業グループの討議において、北方領土問題について歴史的事実関係にさかのぼって率直かつ有益な話し合いが行わ

れた。政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に基つき、このような話し合いを今後更にも更に積極的に行うとともに、両国外相会談を中心として準備作業が進められることとなったゴルバチョフ書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話の実現を図り、日ソ間の政治対話の進展に最善を尽くすべきである。

北方領土の返還実現は、長年にわたる日本国民すべての悲願である。かかる国民の総意と心情に応えるため、政府は、北方領土において継続されているソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約

を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

国際開発協力に関する決議

今日、国際社会におけるわが国の役割と責任は一層重大となっており、今後果たすべき国際的貢献に大きな期待が寄せられている。

また、自ら軍事大国になることなく、国際平和と諸国民の経済的繁栄に貢献することを外交の基本とするわが国にとっても国際開発協力の重要性は一段と増大している。

よって、本院は、国際開発協力に対する関与を強めることとし、このためこれに関し審議する場が必要である。

政府においては、平成元年六月二十一日、本院外交・総合安全保障に関する調査会において、国際開発協力について合意をみた、国際開発協力の理念・目的と諸原則に基づき行うこと、ODAの量的拡充及び質的改善を図ること、国際開発協力行政及び実施体制等の充実に期すること、国会と行政府との関係を強めること、国民の理解と協力を得るよう適切な措置を講ずること、の各事項に基づき、適正

かつ効率的な施策の推進に最善の努力を払うべきである。

右決議する。